国道4号のはみ出し禁止規制の解除検討について 青森 警察 署 交通課規制係

国道4号に設けられている「追越しのための右側部分はみ 出し通行禁止」規制(いわゆる「はみ禁」)の解除を検討 しています。



解除検討の理由

規制(標識)の有無に関わらず、 交差点や横断歩道の直近、見通 しのきかないカーブや坂道等で の追越しは、道交法第30条で禁 止されています!



追越し・追い抜きに起因する交通事故の発生が極めて少ないこと 規制区間及びその間の無規制区間において、過去5年以内に、追越 しに起因する交通事故の発生は1件のみでした。

そのほかの対向車線にはみ出した事故の原因は、ほとんどが脇見や 漫然運転、冬期間のスリップによるものでした。

追越しに制限がかかること

「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」を定めた道路交通法 第26条の2第3項の規定では、除外理由に該当しない限り、オレンジ 色のラインを越えて対向車線にはみ出すことはできません。

(※除外理由→緊急自動車に進路を譲る場合、障害物や道路工事等を避ける場合) そのため、厳密には、自転車や低速車両(トラクターなど)を追い 越す場合も、オレンジ色のセンターラインをはみ出してはならないこ とになり、安全な追越し、追い抜きができないおそれがあります。

交通規制について<u>具体的な御意見</u>がある場合は、<u>令和6年8月末まで</u>に、青森 警察署交通課規制係までご連絡お願いします。

電話番号 017-723-0110(内線432)